

十九八七	六	五	四	三	二	一	〇財務省告示第二百四十八号
初利発行利子	振替単位	額最低額面金	発行額	用等振替法の適	の法律及びそ	号発行の根拠	基づき、平成二十四年七月五日
平成〇年面額の記載法の整数又は倍の金額は記録による金額によるもとの面金と	平成二・金額百四十円につき五百円十五日を支	平成二十四年六月十五日を支	平成二・金額百四十円につき五百円十五日を支	一百萬円で三万円三百八十五億九千六	額の定義以下「振替法」といふ。	社債、株式等の振替に関する法律第七十五号。	個人向け利付国庫債券（固定・
平成二十一〇年六月十五日を支	平成二十四年六月十五日を支	平成二十四年六月十五日を支	平成二十四年六月十五日を支	六千九百八十五億九千六	額の適用を受けるものとし、その規	（平成二十三年法律第七十五号）	東日本大震災からの復興のため個人向け利付国庫債券（固定・
平成二十四年六月十五日を支	平成二十四年六月十五日を支	平成二十四年六月十五日を支	平成二十四年六月十五日を支	九千六	（平成二十三年法律第七十五号）	（平成二十三年法律第七十五号）	三年）（第二十四回）
平成二十四年六月十五日を支	平成二十四年六月十五日を支	平成二十四年六月十五日を支	平成二十四年六月十五日を支	六	（平成二十三年法律第七十五号）	（平成二十三年法律第七十五号）	（平成二十三年法律第七十五号）

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

てはとし、一円に満たない場合に入経過利子に相当する金額は、受ける省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.10}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日  
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十五年十一月十五日

以後の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額  
 $\times \frac{8.0}{100} \times 2$

## 十七 中途換金の特例

害とする。)の区域において、災害救助法(昭和二十二年法律第百八十八号)による救助の行わかれることとし、当該災害にかかる災害が発生し、当該災害にかかる債券を有する者は、当該個人向けに債券の中途換金を請求することができるものとし、そこの買取金額は、次の区分に応じ、その買取金額とされる。算式により算出した

(一) 金額から平成二十四年十二月十五日までの間の場合  
前額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 ×  $\frac{8.0}{100}$  + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十四年十一月十五日前の場合  
前額面金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)